

福井県国際交流協会ボランティア登録・活動推進事業要項

1 趣旨

この要項は、福井県国際交流協会(以下「協会」という)が、幅広く県民の協力を得て、全県的な国際交流活動の活性化を図るとともに、在住外国人の福井での生活を支援し、福井県の国際化と多文化共生を推進することを目的に、ボランティアの登録・運用に必要な事項を定めるものとする。

2 ボランティアの種類

ボランティアの種類は、活動の内容により次の5種とする。

- (1)通訳
- (2)ホストファミリー
- (3)災害時外国人支援
- (4)日本語学習支援
- (5)協会活動協力

なお、各ボランティアの活動内容は、別に定める。

3 登録資格

ボランティアの登録資格は次のとおりとする。

- (1)福井県内に居住もしくは、通勤、通学している満18歳以上の者
但し、前項(5)に定める協会活動協力のボランティアについては高校生以上であれば登録可能とし、高校生の場合は保護者の同意を要する。
- (2)1に定める趣旨を理解し、ボランティア活動に意欲のある者
- (3)別に定める各ボランティアの詳細な登録資格を満たす者

4 登録の受付

登録受付は、国際交流会館および国際交流嶺南センターにおいて随時行う。

5 登録の方法

- (1)登録を希望する者は、別添の登録申請書(様式第1-1～1-5号)に必要事項を記入し、協会に持参または郵送することとする。
- (2)協会は審査の結果、適格と認めた者をボランティアデータベースに登録する。
- (3)登録者は、住所、氏名等に変更があったときは、速やかに協会へ連絡する。

6 登録更新

協会は、登録者に対し4年ごとに更新の意思をメールにて確認する。確認された者は、登録内容に変更がある場合、及び登録の削除を希望する場合は、メール等の方法により協会に報告すること。なお、年度内に新たに登録した者については、その年の更新確認の対象としない。

7 登録の取り消し

登録者が次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消す。

- (1)登録資格を欠いた場合
- (2)辞退の申し入れがあった場合
- (3)音信不通の場合
- (4)活動上知り得た秘密の漏洩などボランティアとして不適格と認められる事実が発生した

場合またはその恐れがある場合

8 活動の依頼

協会または下記の機関が主催・共催する事業で、その目的が要項1の趣旨に合致し、またその事業にボランティア活動が必要と認められるとき、対象事業の内容に応じ、ボランティアを紹介する。

- (1) 国、県、市町（教育機関含む）
- (2) 非営利団体・機関
- (3) 在県・来県の外国人およびその関係者
- (4) その他、協会が必要と認める団体・機関

なお、各ボランティアの活動内容および活動依頼の手続きは、別に定める。

9 交通費等の負担

協会が主催・共催する事業において活動を依頼する場合は、原則として協会が活動の場への往復に必要な交通費実費を負担する。協会以外の機関や団体等からの依頼の場合は、依頼者が往復交通費等を負担することとする。

その他、実際の活動において、特に必要と認める経費については、協会もしくは依頼者が負担することがある。

10 損害賠償等

- (1) 依頼者およびボランティアは、活動中またはこれに前後して、事故や約束事の不履行等がないよう十分配慮しなければならない。また、ボランティアが依頼事項の不履行等により依頼者に与えた損害については、協会は賠償の責を負わない。
- (2) 協会は、活動中の事故に備えて、ボランティア保険に活動者を加入させることを原則とし、ボランティアが事故等により被った損害について、その補償の範囲は当保険から支払われる金額を限度とする。ただし、報酬等が発生する活動(交通費等実費分は除く)においては、この限りではない。

11 守秘義務

依頼者およびボランティアは、活動中に知り得た個人情報等を漏洩してはならない。

12 その他

この要項に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成2年4月1日から施行する。

平成11年4月1日改正

令和3年3月6日改正

令和6年12月12日改正

通訳

1 活動内容

- (1) 国際交流事業における通訳
- (2) 外国人支援に関する通訳
- (3) その他、協会が必要と認めるもの

2 登録資格

要項 3 の条件を満たし、かつ次の各号に該当する者

- (1) 日常会話程度以上の語学力を有している者
- (2) 国際交流活動や外国人支援等に関心がある者

3 活動依頼の手続き

- (1) 依頼者は、原則として希望日の 3 週間前までに、別添通訳依頼申込書(様式第 2 - 1 号)により、協会に申し込む。
- (2) 協会が依頼の内容を検討し、要項 1 の趣旨に合致すると認めた場合、登録者に活動の可否を問い合わせる。
- (3) 協会は活動者の有無について依頼者に連絡する。
- (4) 活動者がいる場合、依頼者は活動者に詳細な活動内容を連絡する。
- (5) 活動者は指定日時に活動を行う。

4 活動報告

活動終了後、依頼者には速やかに別添通訳活動報告書(様式第 3 - 1 号)を協会に提出する。

1 活動内容

来県・在県の外国人を各家庭に招待し、日本の家庭生活を体験する機会を提供し、その家庭との交流を通して、相互理解を深め、友好親善の促進を図る。

2 登録資格

要項3の条件を満たし、かつ、次の各号に該当する家庭

- (1)ホストファミリー活動内容の趣旨に家族全員が賛同し、家族ぐるみで受け入れができる家庭（単身者は除く）
- (2)人種・国籍を問わず受け入れができる家庭

3 活動依頼の手続き

- ア 依頼者は、原則として滞在希望の1か月前までに、別添ホームステイ依頼書(様式第2－2号)により、協会に申し込む。
- イ 協会が依頼の内容を検討し、要項1の趣旨に合致すると認めた場合、各登録家庭に受け入れの可否を問い合わせる。
- ウ 協会は依頼者と協議のうえ、受け入れ家庭を決定し、その結果を各受諾家庭に連絡する。なお、受諾家庭がない場合、あるいはその数が希望に満たない場合はその旨を依頼者に連絡する。
- エ 依頼者により、受け入れ家庭に詳細な日程等を連絡する。必要に応じて、事前にオリエンテーションを開催する。
- オ 指定日時に、受け入れ家庭と滞在希望者が対面し、活動を行う。

4 活動報告

活動終了後、依頼者および受け入れ家庭は、速やかに別添ホームステイ活動報告書（様式第3－2－1、3－2－2号）を協会に提出する。

5 費用の負担

- (1)受け入れに伴う食費などの基本的な費用は、原則として受け入れ家庭の負担とする。
- (2)見学費、通信費その他の個人的な費用は、滞在者の負担とする。

災害時外国人支援

1 活動内容

- (1) 災害時における現地での外国人支援に関すること
- (2) 福井県災害多言語支援センターの運営支援に関すること

なお、詳細は「福井県災害多言語支援センター設置および運営マニュアル」によるものとする。

- (3) その他、協会が必要と認めること

2 登録資格

要項 3 の条件を満たし、かつ次の各号に該当する者

- (1) 災害時に福井県多言語支援センターの運営支援ができる者
- (2) 災害時の外国人支援に関する研修・訓練に参加したことのある者

3 活動依頼の手続き

協会からの依頼によるものとする。

その他、「福井県災害多言語支援センター設置および運営マニュアル」によるものとする。

4 活動報告

「福井県災害多言語支援センター設置および運営マニュアル」によるものとする。

5 活動の範囲

活動の範囲は、原則として県内とする。

ただし、広域災害等の場合は、県外での活動を依頼する場合がある。

1 活動内容

在県の外国人が、生活能力の向上や日本人との交流拡大を促進し、より充実した楽しい生活ができるように、生活手段としての日本語学習を支援する。

2 登録資格

要項3の条件を満たし、かつ、次の各号に該当する者

- (1) 協会主催の日本語ボランティア入門講座を修了した者、もしくは、他機関で同程度以上の講座を受講した者
- (2) 1週間に少なくとも1回1時間程度は、継続的に活動できる者
- (3) 日本語ボランティア団体に所属している、または、今後所属する予定のある者

3 活動依頼の手続き

- (1) 依頼者は、各日本語ボランティア団体申請書により、協会に申し込む。
- (2) 協会は日本語ボランティア団体に連絡する。
(協会は団体に学習支援者の選定等の活動を一任する)
- (3) ボランティア団体は依頼者と連絡を取り、レッスンの日時等を決定する。指定の日時から日本語学習支援を開始する。

4 活動期間

日本語学習支援の期間は、依頼者およびボランティア団体に一任する。

5 費用の負担

ボランティア団体が継続的な活動を維持するための経費として、依頼者はボランティア団体が定める費用を負担する。

協会活動協力

1 活動内容

協会が主催、共催する事業において、要項２（１）～（４）以外の活動をする。

2 登録資格

要項３の条件を満たし、かつ、協会活動に積極的に参加・協力していただける者

3 活動の依頼手続き

（１）協会は、登録者の中から活動の内容に応じて活動を依頼する。

（２）指定日時に、協会職員等と協力して活動を行う。

4 留意事項

＜協力活動の例＞

- ・海外生活、留学、帰国子女等の相談業務の協力
- ・国際交流イベントへの協力
- ・母国の紹介